

大内なかよしこども園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名称	社会福祉法人光善会
所在地	山口市大内矢田北三丁目22番11号
電話番号	083 - 941 - 1150
代表者氏名	理事長 野瀬 橘子

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	大内なかよしこども園
施設の所在地	山口市大内長野1573-1
連絡先	電話番号 083 — 902 — 3366 F A X 083 — 927 — 0654
管理者	園長 板垣 聖子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	2号認定… 3歳児 15人 4歳児 15人 5歳児 15人 3号認定… 0歳児 15人 1歳児 15人 2歳児 15人
開設年月日	平成 24 年 8 月 1 日

3 保育目標・運営方針

21世紀の今日、たくましい次世代の担い手となる子どもを育むために、保護者や地域社会と力を合わせて保育します。

また、益々進んで行く高齢化・少子化時代のニーズに応える保育と、細心の健康管理を行い、子どもの健康な体と心づくりに努め、保護者への子育て支援も充実させ、園児一人ひとりの個性豊かな成長発達をサポートします。

さらに、質の高い個性ある保育と運営の為に、当園は園児及び保護者と保育士(園)間の信頼を深め、個々の人権とプライバシーの保護を尊重し、園児たちに最善の利益を与え、福祉の増進を図ります。

なお、産休明け乳児、要配慮児、延長及び緊急一時についても、保育の目標と運営方針は同じ理念に基づいて行います。

<保育目標>

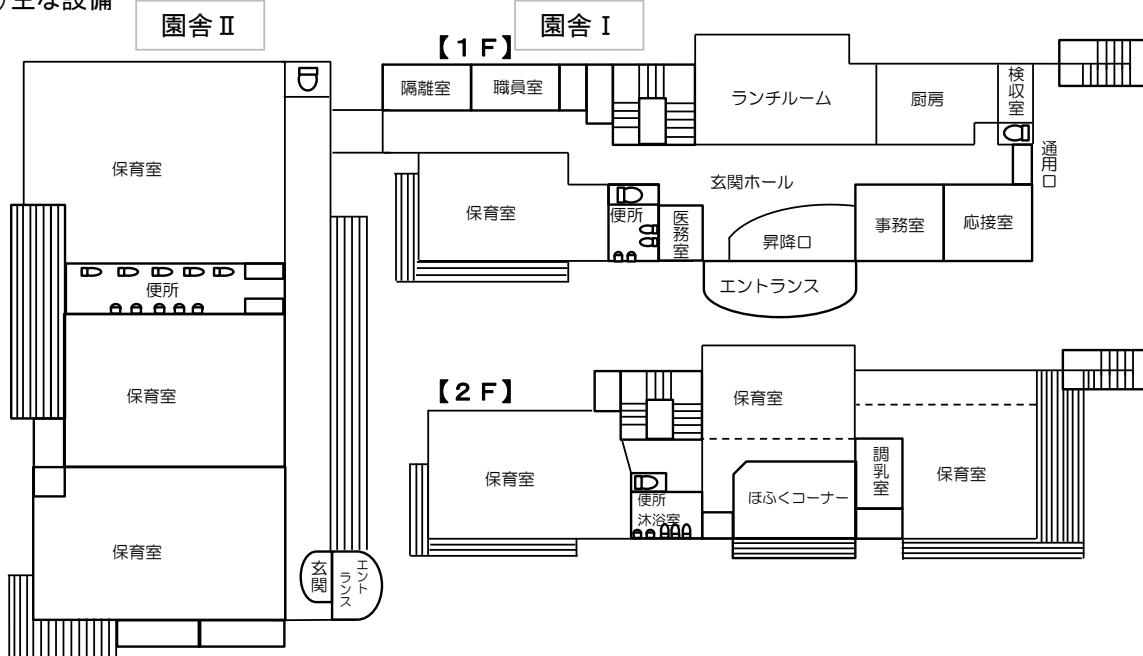
- (な) …なごやかな環境の中で
- (か) …がんばる子
- (よ) …よく遊ぶ子
- (し) …心身のたくましい子 を育む

4 本園における施設・設備等の概要

(1)施設

敷地	敷地全体	2092.66	m ²
	園庭	543.41	m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造2階建【園舎Ⅰ】 鉄骨【園舎Ⅱ】	
	延べ面積	886.62 m ²	

(2)主な設備



5 職員の設置状況

職種	員数(人)	常勤(人)	非常勤(人)	備考
園長	1	1		
副園長	0			
主任保育士・副主任保育士	2	2		
保育士	9	9(1)	6	(1)は常勤パート
看護師	1	1		
栄養士	1	1		
調理師・調理員	2	2		
事務員	1	1		
保育支援員	1		1	

※本園では、「山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日山口市条例第29号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30)
主任保育士・副主任保育士	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30)
保育士	正規の勤務時間帯 (7:00~19:00) 出勤時間 7:00~10:00 退所時間 16:00~19:00
栄養士	正規の勤務時間帯 (8:00~17:00)
調理師・調理員	正規の勤務時間帯 (8:00~17:00)
看護師	正規の勤務時間帯 (8:00~17:00)
事務員	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30)
保育支援員・保育補助員	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30)

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日時

- ・通常保育 月曜日～金曜日 7:00～18:00（延長 18:00～19:00）
 - ・土曜保育 7:30～17:30
 - ・特別保育 年度末、お盆、年末年始に実施します。
- ※年末年始（12月31日～1月3日）、祝祭日は休園となります。
※土曜保育及び特別保育については、体調不良児（病気が完全に回復していない子・まだ感染力が残っている子・ケガが完全に治癒していない子等）は、お預かり致しません。

7 保育認定の種類と保育時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、通常保育は7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

8 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定保育の提供

7-(1)(2)に記載する特定保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分～	11時～	15時～	
1歳児	9時45分～	11時～	15時～	
2歳児	9時45分～	11時30分～	15時～	
3歳児		11時30分～	15時～	
4歳児		12時～	15時～	
5歳児		12時～	15時～	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギーで除去する食材があれば、医療機関で診察等を受け、食物アレルギーの生活管理指導表を作成してもらって必ず提出してください。

9 利用料金

(1) 利用者の保育料負担金

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費の利用者負担金等

（1）に掲げる保育料のほか、下表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払い方法については、別途お知らせします。

利用者負担金

給食費（3～5歳児対象）	有料児※1：月額7,500円 無料園児※2：月額2,700円
延長保育料	園児1名1回につき200円（18:00～19:00）
父母の会会費	園児1名月額500円
保育材料及びその他物品購入費	その都度、実費を徴収します。

※1 入院等の長期（月11日以上）欠席した場合は、1/2に減額調整します。

※2 年収約360万円未満世帯の子どもと、すべての世帯の就学前子どもから算定した第3子以降の子どもは、給食費が一部（4,500円）免除されます。なお、対象者は市から通知されます。

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 児童が小学校に就学したとき
- (2) 保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	医療法人社団 野瀬内科小児科
医院長名	野瀬 善夫
所在地	山口市大内長野1569-1
電話番号	083-927-2655

(2) 歯科

医療機関の名称	大内宇都宮歯科医院
医院長名	宇都宮 和寿
所在地	山口市大内矢田北一丁目18-25
電話番号	083-927-3618

12 緊急時の対応

保育中の園児に事故や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに保護者へ連絡するとともに、必要に応じて応急処置等の対応を行い、医療機関及び緊急連絡先へ連絡します。
※緊急対応のため、健康保険証の写しをお預かりしますので、ご協力ください。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任保育士 西寄 春香 ・ご利用時間 9:00~17:00 ・電話番号 083-902-3366 ・FAX 083-927-0654 担当者が不在の場合は、本園の他の職員が対応いたします。
第三者委員 (苦情調停委員)	田村 和子 電話番号 083-923-7353 役職・肩書等:元嘉川小学校校長
	溝部 静政 電話番号 083-927-0003 役職・肩書等:法人監事

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 ・ガス漏れ報知器 ・誘導灯 ・非常警報装置
避難・消火訓練	現行の消防法に基づいて避難訓練の実施・届出をし、消防監査を受け報告を行っています。

15 利用者に対しての保険

本園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付制度 (独立行政法人日本スポーツ振興センター及び、全国私立保育園連盟)
保険の内容	医療費給付金 障害見舞金 死亡見舞金

大内なかよしこども園運営規定 別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容・負担を求める理由、及び目的	金額
個人月刊絵本代金	保育者や友達と一緒に、お話の世界を楽しみ、豊かな心と感性を育む。	○月額 500円程度 ・0歳児・1歳児クラスは必要に応じて購入をお願いする。 ※金融機関の手数料を鑑みて、最低限、小銭がないような集金の仕方で対する。 ※全納、または、2か月に1回1000円ずつ集金し、最終の集金で残金を徴収する。
親子遠足費	親子の関わりや保護者同士、保護者と職員の関わりを深める	○バスを使用した場合 ・園児一人 1000円程度 ・保護者一人 2000円程度 【令和6年度】バスを使用する親子遠足は未実施 ・ときわ動物園に各家庭が現地集合・解散 ・ときわ動物園入園料のみ徴収
保育活動費	様々な体験活動をするための交通費や体験費用、活動材料費等	○必要に応じてその都度、集金する。
保護者会会費	園行事の運営補助と保護者会活動費用	○園児一人：年間6,000円 ・1ヶ月500円とし、毎月集金する。 ・途中入園はその月から集金する。
給食試食会	保育園給食の状況を知る	○1食 250円（主食代を含む） 【令和6年度】未実施

※雑費集金袋・絵本代集金袋があり、それぞれの袋で集金し、その都度領収印を押す。

※上記の負担金は、令和6年度のものであり、令和7年度は変更があり得ます。

2. 時間外保育に係る利用者負担

○標準時間保育利用延長保育料（18：00～19：00）

1日利用 200円

・職員が延長保育記録簿に記録し、月末に集計したものを翌月に集金する。

○短時間保育利用者延長保育料

(早朝 7：00～8：00／居残り 16：00～18：00)

1日利用 100円

※早朝のみ、居残りのみ、早朝・居残りどちらも利用・・・すべて100円

・保護者は、毎日、正面玄関事務室窓口に用意された短時間保育登園・降園時刻記入票に、登園時刻と降園時刻を記入する。月末に集計したものを翌月に集金する。

3. 給食費（副食費）の負担

○給食費（副食費） 1ヶ月 7,500円

（内訳 主食費：2,700円 副食費：4,800円）

・保育料の無償化に伴い、3歳児以上の給食費（主食費と副食費）を支払うこととする。副食費には、軽減措置がある。（※年収・多子世帯である等の条件を満たした場合）対象者には市から文書で通知するものとする。

4. 保育を受けている間に、発熱等体調不良でお迎えを依頼した際

○原則、保護者のお迎えは1時間以内とする。

1時間を超えて迎えに来られた場合・・・500円